

## 貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について

### 1. 調査内容

#### (1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

#### (2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ 以下のもの）について、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

#### (3) 飲用井戸等の衛生管理状況

水道法の規制を受けない水道であって、人の飲用に用いられているものについて、厚生労働省では、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付衛水第12号、平成25年4月1日最終改正、平成26年4月1日改正予定）において都道府県等に対して適正管理について通知している。また、条例、要綱等を制定する都道府県等についてはそれぞれの例規に基づき指導がなされている。条例・要綱等の制定状況、飲用井戸等の水質検査結果等について調査を行った。

### 2. 調査方法及び時期

都道府県等の水道担当部局に対し簡易専用水道、小規模貯水槽水道及び飲用井戸について、平成24年度の衛生管理状況の調査を実施した。

平成24年度の簡易専用水道の検査実績については、都道府県等から収集した簡易専用水道検査機関（地方公共団体の機関及び登録検査機関）による検査実績をもとに集計した。

### 3. 調査結果

#### (1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があったために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
検査対象施設数	212,573	212,462	211,720	211,717	213,558
検査実施施設数	170,064	167,926	169,037	168,026	167,995
受検率	80.0%	79.0%	79.8%	79.4%	78.7%

注)

・各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

		平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	
検査指摘施設数		59,092	46,452	46,088	42,464	43,964	
検査指摘率		34.7%	27.7%	27.3%	25.3%	26.2%	
施設 の外 観 検査	受水 槽	水槽の周囲の状態	12.0%	13.5%	13.4%	14.6%	12.4%
		受水槽本体の状態	14.3%	16.9%	17.5%	19.8%	16.4%
		受水槽上部の状態	7.0%	8.2%	8.2%	9.2%	7.5%
		受水槽内部の状態	10.4%	12.3%	12.6%	13.4%	11.7%
		マンホールの状態	17.1%	19.5%	20.5%	22.4%	20.0%
		オーバーフロー管の状態	7.9%	8.8%	8.3%	8.8%	7.9%
		通気管の状態	10.7%	11.9%	12.3%	12.7%	11.3%
	高置 水槽	高置水槽本体の状態	8.0%	9.8%	8.9%	9.5%	9.5%
		高置水槽上部の状態	1.8%	2.3%	1.9%	2.2%	1.8%
		高置水槽内部の状態	7.3%	8.8%	8.7%	9.2%	8.2%
		マンホールの状態	12.8%	15.6%	15.0%	16.2%	14.4%
		オーバーフロー管の状態	5.4%	6.1%	5.5%	6.0%	5.3%
		通気管の状態	13.4%	14.6%	13.9%	14.4%	13.3%
		水抜き管の状態	2.1%	2.4%	2.1%	2.1%	1.7%
他	給水管等の状態	1.3%	1.4%	2.0%	1.5%	1.3%	
水質 検査	臭気	0.01%	0.006%	0.03%	0.01%	0.02%	
	味	0.004%	0.01%	0.02%	0.02%	0.05%	
	色	0.03%	0.03%	0.02%	0.01%	0.03%	
	色度	0.04%	0.06%	0.04%	0.05%	0.08%	
	濁度(濁りを含む)	0.07%	0.09%	0.03%	0.04%	0.07%	
	残留塩素	0.8%	0.7%	0.6%	0.6%	0.8%	
書類の整備保存の状況		25.5%	30.3%	33.1%	34.8%	32.3%	

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容の推移

		平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24		
報告施設数		693	686	755	877	756		
報告率		0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%		
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	6.6%	13.0%	7.3%	6.0%	8.6%		
	受水	受水槽本体の状態	23.4%	29.6%	33.0%	28.3%	30.2%	
		受水槽上部の状態	5.2%	9.8%	6.0%	5.0%	8.6%	
		受水槽内部の状態	12.6%	18.2%	22.3%	15.5%	22.5%	
	水槽	マンホールの状態	13.3%	19.8%	14.7%	18.5%	39.9%	
		オーバーフロー管の状態	4.2%	7.7%	3.8%	4.1%	6.9%	
		通気管の状態	7.5%	11.4%	6.5%	7.9%	13.5%	
	高置	水抜き管の状態	2.5%	5.7%	2.3%	6.6%	3.6%	
		高置水槽	高置水槽本体の状態	14.9%	16.5%	18.7%	15.3%	15.7%
			高置水槽上部の状態	2.3%	3.9%	2.4%	2.2%	2.5%
			高置水槽内部の状態	9.5%	10.5%	8.9%	8.7%	13.2%
		水槽	マンホールの状態	12.1%	17.2%	15.2%	13.7%	22.4%
			オーバーフロー管の状態	4.9%	9.3%	5.4%	3.9%	7.1%
			通気管の状態	14.9%	16.6%	11.7%	9.1%	14.9%
	水抜き管の状態		1.6%	5.5%	2.4%	1.7%	2.0%	
	他	給水管等の状態	8.2%	3.8%	4.4%	2.7%	6.7%	
	水質 検査	臭気	0.3%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	
味		0.1%	0%	0.1%	0.2%	0.1%		
色		0.6%	0.4%	0.4%	0.5%	0.1%		
色度		1.3%	1.3%	1.6%	1.7%	1.5%		
濁度(濁りを含む)		0.1%	1.5%	0.4%	0.6%	1.1%		
残留塩素		29.3%	29.2%	18.8%	13.1%	19.0%		
書類の整備保存の状況		8.5%	14.0%	11.7%	12.3%	23.5%		

注)

※1：報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。

※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。  
・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
報告施設数		693	686	755	877	756
報告率		0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%
内 訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	8.7%	3.2%	3.9%	24.9%	25.7%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	2.7%	5.1%	6.0%	3.8%	6.5%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	32.0%	31.2%	26.6%	14.8%	18.9%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.5%	4.8%	3.8%	4.2%	11.9%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	46.8%	45.9%	50.5%	50.3%	73.3%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	18.0%	9.8%	14.3%	11.2%	12.2%

注)

- ※1： 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
  - ・ 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成 24 年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	4,436	1,554	247	12
保健所設置市	6,274	2,038	1,120	0
特別区	164	73	52	0
合計	10,874	3,665	1,419	12

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成24年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
北海道	2,462	1,516	61.6
青森	852	796	93.4
岩手	918	680	74.1
宮城	1,675	1,270	75.8
秋田	569	570	100.2
山形	1,239	571	46.1
福島	1,706	1,266	74.2
茨城	3,567	2,602	72.9
栃木	2,020	1,230	60.9
群馬	1,543	1,140	73.9
埼玉	10,586	7,036	66.5
千葉	5,453	4,812	88.2
東京	7,356	7,100	96.5
神奈川	4,186	3,758	89.8
新潟	1,815	1,370	75.5
富山	558	397	71.1
石川	618	453	73.3
福井	834	583	69.9
山梨	1,517	1,099	72.4
長野	1,684	1,283	76.2
岐阜	1,331	1,246	93.6
静岡	3,626	2,578	71.1
愛知	4,632	4,197	90.6
三重	1,777	1,284	72.3
滋賀	1,790	1,243	69.4
京都	1,865	1,307	70.1
大阪	6,787	4,878	71.9
兵庫	4,363	3,837	87.9
奈良	1,079	1,056	97.9
和歌山	532	509	95.7
鳥取	852	812	95.3
島根	940	773	82.2
岡山	573	483	84.3
広島	1,415	1,189	84.0
山口	1,225	814	66.4
徳島	1,132	646	57.1
香川	777	593	76.3
愛媛	1,409	766	54.4
高知	296	270	91.2
福岡	1,455	1,442	99.1
佐賀	1,283	1,059	82.5
長崎	639	539	84.4
熊本	485	435	89.7
大分	978	567	58.0
宮崎	525	338	64.4
鹿児島	864	845	97.8
沖縄	2,872	2,726	94.9
合計	96,660	75,964	75.7

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
札幌市	3,603	2,940	81.6
函館市	483	320	66.3
小樽市	233	217	93.1
旭川市	450	349	77.6
青森市	459	366	79.7
盛岡市	806	546	67.7
仙台市	4,068	2,944	72.4
秋田市	521	459	88.1
郡山市	754	528	70.0
いわき市	459	377	82.1
宇都宮市	1,261	785	62.3
前橋市	763	409	53.6
高崎市	506	376	74.3
さいたま市	2,987	1,993	66.7
川崎市	810	587	72.5
千葉市	1,611	1,369	85.0
船橋市	1,129	858	76.0
柏市	564	514	91.1
八王子市	763	669	87.7
町田市	521	479	91.9
横浜市	8,153	6,940	85.1
川崎市	3,115	2,896	93.0
相模原市	1,116	989	88.6
横須賀市	612	404	66.0
藤沢市	923	642	69.6
新潟市	1,528	1,387	90.8
富山市	462	411	89.0
金沢市	486	461	94.9
長野市	454	311	68.5
岐阜市	401	408	101.7
静岡市	4,192	1,249	29.8
浜松市	1,104	972	88.0
名古屋市	5,530	4,825	87.3
豊橋市	562	414	73.7
岡崎市	608	401	66.0
豊田市	609	362	59.4
四日市市	245	204	83.3
大津市	693	554	79.9
京都市	3,708	3,327	89.7
大阪市	7,872	6,457	82.0
堺市	1,235	1,053	85.3
豊中市	865	629	72.7
高槻市	300	264	88.0
東大阪市	839	704	83.9
神戸市	2,737	2,250	82.2
姫路市	1,143	1,127	98.6
尼崎市	969	748	77.2
西宮市	1,337	1,166	87.2
奈良市	642	565	88.0
和歌山市	677	564	83.3
岡山市	1,175	1,050	89.4
倉敷市	475	441	92.8
広島市	2,711	2,417	89.2
呉市	440	328	74.5
福山市	679	497	73.2
下関市	509	336	66.0
高松市	871	870	99.9
松山市	1,127	479	42.5
高知市	497	479	96.4
北九州市	2,671	1,980	74.1
福岡市	4,591	4,030	87.8
大牟田市	124	111	89.5
久留米市	366	184	50.3
長崎市	802	653	81.4
佐世保市	467	319	68.3
熊本市	1147	1065	92.9
大分市	820	751	91.6
宮崎市	522	465	89.1
鹿児島市	927	870	93.9
合計	96,789	77,094	79.7

本表は、保健所の設置市、特別区を除いた

各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

(特別区)

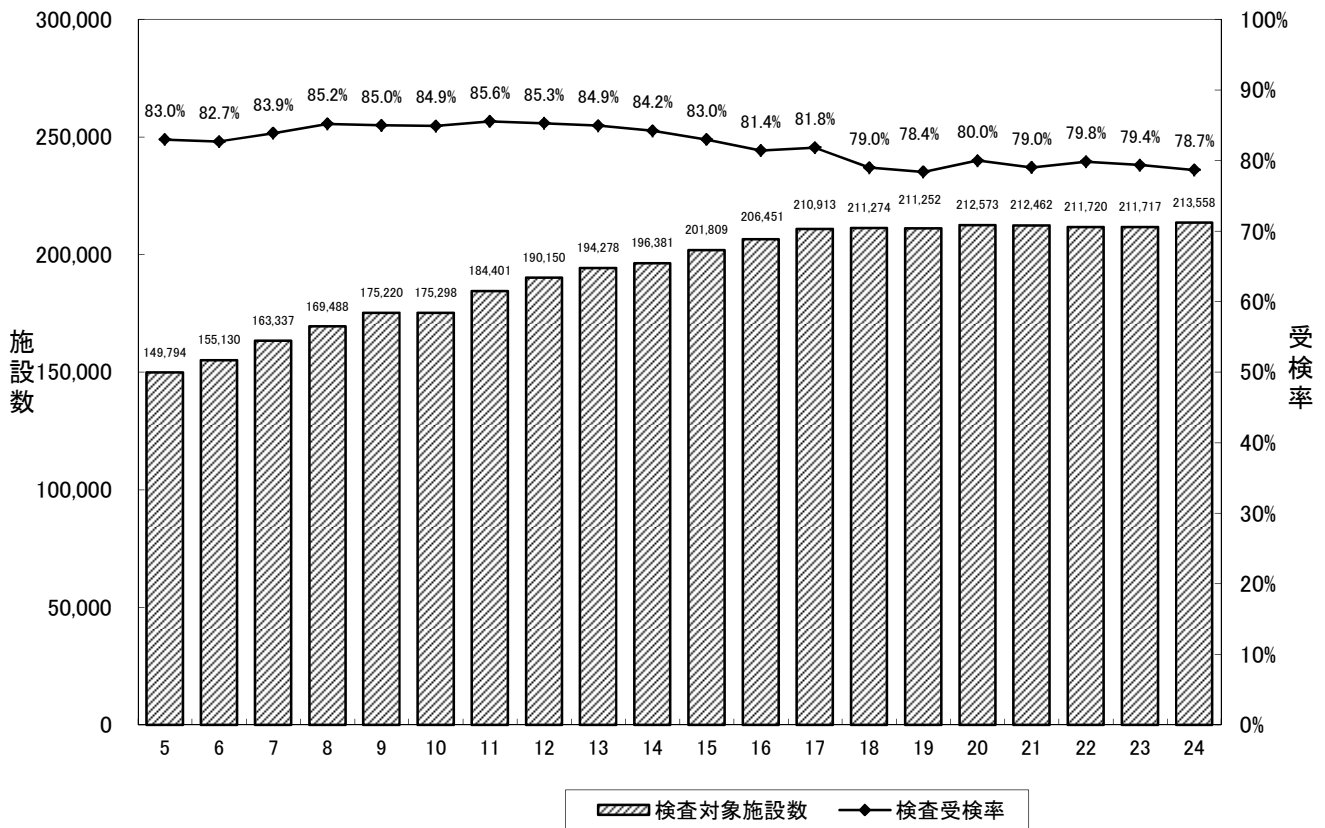
	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※ (%)
千代田区	1,526	1,103	72.3
中央区	1,725	987	57.2
港区	1,437	1,306	90.9
新宿区	1,530	594	38.8
文京区	455	408	89.7
台東区	530	461	87.0
墨田区	534	305	57.1
江東区	1,082	927	85.7
品川区	955	552	57.8
目黒区	446	378	84.8
大田区	940	870	92.6
世田谷区	1,050	964	91.8
渋谷区	988	751	76.0
中野区	508	314	61.8
杉並区	478	41	8.6
豊島区	728	511	70.2
北区	529	504	95.3
荒川区	341	309	90.6
板橋区	965	829	85.9
練馬区	903	748	82.8
足立区	951	835	87.8
葛飾区	759	619	81.6
江戸川区	749	621	82.9
合計	20,109	14,937	74.3

(合計)

	検査対象 施設数	把握検査実施 施設数※	把握受検率※
都道府県	96,660	75,964	78.6
保健所 設置市	96,789	77,094	79.7
特別区	20,109	14,931	74.3
合計	213,558	167,995	78.7
平成 23 年度	211,717	168,026	79.4

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易  
専用水道の一部(延べ面積 10,000m<sup>2</sup>以上)  
については、東京都分として計上した。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合があります。



※ 平成 20 年度までの検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等が把握している検査を実施した施設数及び簡易専用水道検査機関から収集した検査実績をもとに厚生労働省で集計した。平成 21 年度以降の検査対象施設数及び検査受検率については、都道府県等の取組を明確にするため、都道府県等が把握している検査を実施した施設数を集計している。

図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

## (2)小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2-1、2-2に示す。また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2-3のとおりである。

表2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
検査対象施設数	907,843	912,984	882,909	873,088	873,345
検査実施施設数	23,463	27,280	28,541	25,929	27,710
受検率	2.6%	3.0%	3.2%	3.0%	3.2%

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	
検査指摘施設数		7,298	9,436	9,158	8,409	8,127	
検査指摘率		31.1%	34.6%	32.1%	32.4%	29.3%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	11.1%	14.1%	9.7%	10.9%	9.8%
		受水槽本体の状態	10.9%	10.6%	10.5%	11.1%	10.0%
		受水槽上部の状態	4.8%	5.1%	5.2%	5.0%	4.4%
		受水槽内部の状態	12.4%	16.4%	18.2%	21.6%	20.2%
		マンホールの状態	21.7%	22.4%	22.0%	25.9%	22.2%
		オーバーフロー管の状態	12.8%	13.0%	12.8%	14.7%	13.9%
		通気管の状態	12.6%	10.5%	10.8%	11.1%	10.0%
	高 置 水 槽	水抜き管の状態	10.7%	10.9%	10.3%	10.8%	10.3%
		高置水槽本体の状態	7.0%	5.8%	5.3%	6.6%	6.7%
		高置水槽上部の状態	1.8%	1.7%	1.3%	1.6%	1.2%
		高置水槽内部の状態	9.6%	10.0%	10.6%	9.4%	7.6%
		マンホールの状態	19.6%	17.0%	16.2%	15.6%	13.8%
		オーバーフロー管の状態	8.8%	8.6%	7.7%	7.2%	5.5%
		通気管の状態	13.9%	11.1%	10.6%	10.7%	10.6%
他	水抜き管の状態	4.0%	2.8%	2.4%	3.1%	2.6%	
水 質 検 査	給水管等の状態	1.7%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	
	臭気	0.03%	0.06%	0.04%	0.05%	0.15%	
	味	0.01%	0.03%	0.02%	0.06%	0.03%	
	色	0.07%	0.1%	0.07%	0.06%	0.02%	
	色度	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	
	濁度(濁りを含む)	0.2%	0.13%	0.2%	0.1%	0.1%	
	残留塩素	1.4%	2.0%	2.7%	3.4%	3.3%	
書類の整備保存の状況		37.0%	37.8%	35.1%	36.8%	43.5%	

注)

- ・上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
- ・検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合(複数回答あり)

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成25年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.4.1	全施設
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H24.7.12	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県	条例	H15.4.1	全施設
熊本県			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.6.27	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.3.28	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S63.12.8	〃
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	全施設
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設



保健所設置市	種類	施行日	対象施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H22.3.19	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	全施設
松山市	要領	H17.4.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領		
熊本市	要綱	H23.5.12	全施設
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
鹿児島市	条例		全施設

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	S59.6.1	全施設
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H1.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.10.30	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S55.9.1	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

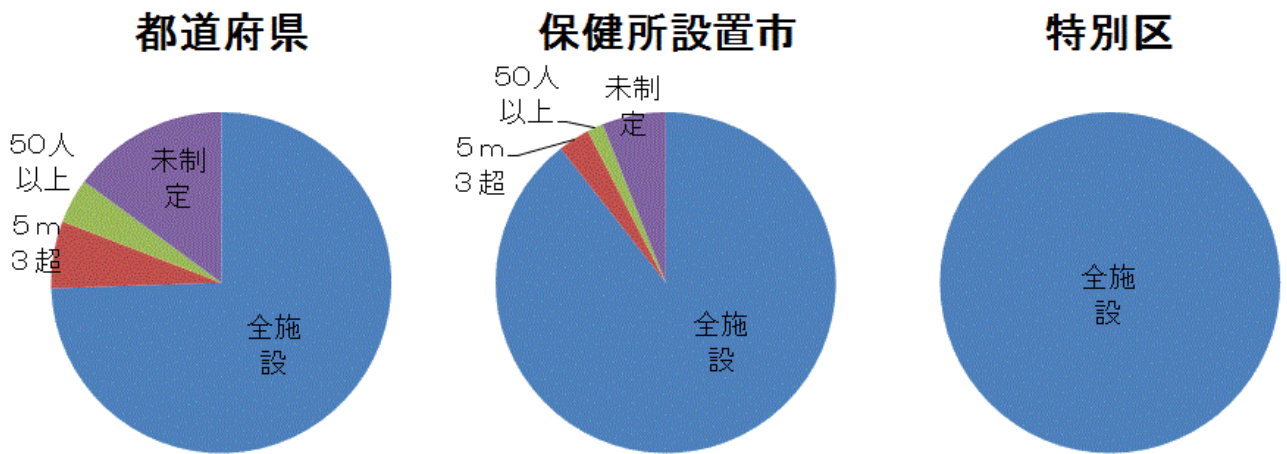


図2-1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

## ○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-1、2-2に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成24年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
小規模貯水槽水道	全体計*	873,345	27,710	3.2%	8,127	29.3%	1,068	2,438
	5m <sup>3</sup> <V≤10m <sup>3</sup>	147,862	13,850	9.4%	4,098	29.6%	521	1,327
	0m <sup>3</sup> <V≤5m <sup>3</sup>	606,859	7,749	1.3%	2,975	38.4%	465	898
簡易専用水道	全体計*	213,558	167,995	78.7%	43,964	26.2%	4,648	13,473
	100m <sup>3</sup> <V	7,593	5,603	73.8%	989	17.7%	173	371
	80m <sup>3</sup> <V≤100m <sup>3</sup>	5,023	3,810	75.9%	784	20.6%	133	277
	60m <sup>3</sup> <V≤80m <sup>3</sup>	7,633	5,936	77.8%	1,294	21.8%	197	438
	40m <sup>3</sup> <V≤60m <sup>3</sup>	19,042	14,836	77.9%	3,496	23.6%	453	1,147
	20m <sup>3</sup> <V≤40m <sup>3</sup>	62,215	49,303	79.2%	12,992	26.4%	1,503	4,120
	10m <sup>3</sup> <V≤20m <sup>3</sup>	90,892	64,235	70.7%	19,705	30.7%	2,189	6,400

注)

※「全体計」には容量を把握していない施設数も含まれるため、容量毎の施設数の合計と全体計は一致しない。

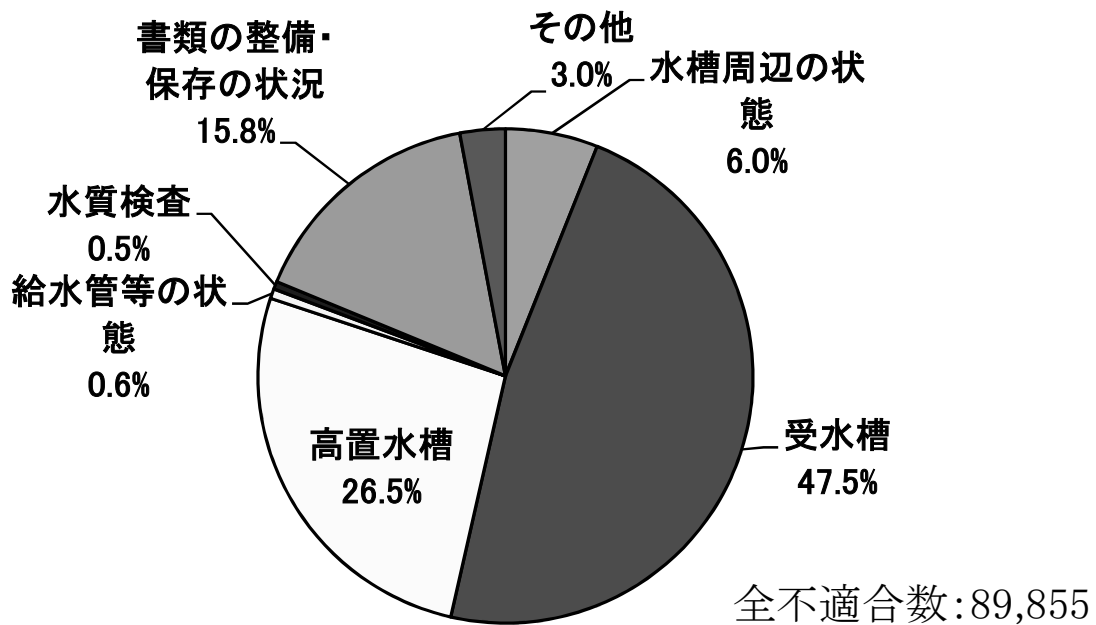


図2-2 簡易専用水道の不適合項目区分別割合(平成 24 年度)

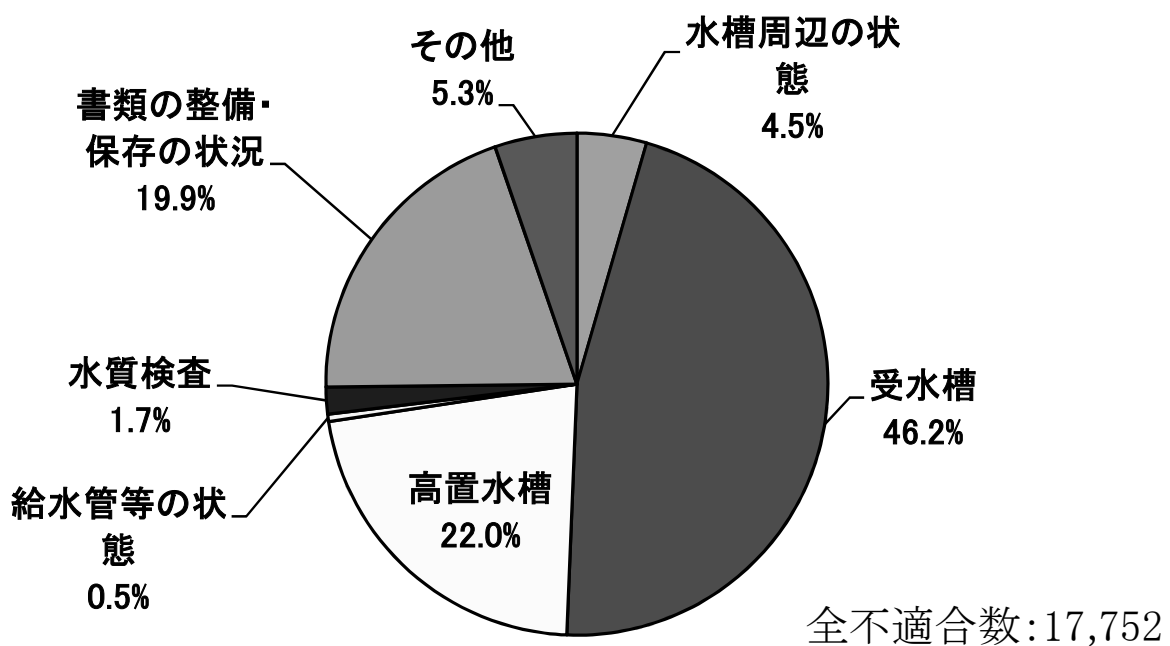


図2-3 小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合(平成 24 年度)

注)

- ・ 図2-1は表1-2、図2-2は表2-2に示す指摘件数を区分別に集計し、その総計に対する百分率である。
- ・ その他とは、地方公共団体の機関及び登録検査機関が独自に規定した検査項目である。

### (3) 飲用井戸等に係る衛生管理状況

各水質基準項目の水質検査状況並びに水質基準超過井戸の対応状況は、表3-1から3-6、図3-1から3-2のとおりである。また、条例等による規制別飲用井戸水質検査実施状況は表3-7、都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況は表3-8、飲用井戸等に係る条例、要綱等の制定状況は表3-9のとおりである。

#### ① 一般項目水質検査状況

表3-1 一般項目<sup>※1</sup>に係る水質検査状況(平成20~24年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
検査井戸数 <sup>※2</sup>	46,469	38,990	40,265	41,825	34,997
基準超過井戸数(超過率 <sup>※3</sup> )	10,378 (22.3%)	8,278 (21.2%)	6,614 (16.4%)	7,018 (16.8%)	7,437 (21.3%)
一般細菌	5,851 (12.6%)	4,865 (12.5%)	5,006 (12.4%)	5,135 (12.3%)	4,529 (12.9%)
大腸菌(群)	3,123 (6.7%)	2,515 (6.5%)	2,573 (6.4%)	2,105 (5.0%)	1,878 (5.4%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	1,616 (3.5%)	1,458 (3.7%)	1,493 (3.7%)	1,723 (4.1%)	1,300 (3.7%)
その他項目 <sup>※1</sup>	5,999 (12.9%)	5,540 (14.2%)	5,397 (13.4%)	4,488 (10.7%)	3,779 (10.8%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成19~24年度)

年度	対 応 状 況 <sup>※4</sup>									
	専 用 井 戸 <sup>※5</sup>					併 用 井 戸 <sup>※5</sup>				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成19年度	221	1,104	751	188	2,264	1,091	233	270	103	1,697
平成20年度	187	346	172	298	1,003	742	192	45	60	1,039
平成21年度	154	446	100	316	1,016	557	135	24	70	786
平成22年度	156	283	67	317	823	489	114	34	69	706
平成23年度	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295
平成24年度	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885

注)

※1: 一般項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌(群)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目(塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度)をいう。

※2: 検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。

※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

② トリクロロエチレン等項目の水質検査状況

表3-3 トリクロロエチレン等<sup>※1</sup>の水質基準超過状況(平成20~24年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
検査井戸数 <sup>※2</sup>	4,697	5,564	5,305	5,235	4,878
基準超過井戸数(超過率 <sup>※3</sup> )	167 (3.6%)	188 (3.7%)	180 (3.4%)	122 (2.3%)	163 (3.3%)
四塩化炭素	4 (0.1%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)
1,4-ジオキサン <sup>※1</sup>	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
1,1-ジクロロエチレン	7 (0.1%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジクロロエチレン	16 (0.3%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	- (-)	22 (0.4%)	17 (0.3%)	11 (0.2%)	14 (0.3%)
ジクロロメタン	0 (-)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)
テトラクロロエチレン	109 (2.3%)	99 (1.8%)	94 (1.8%)	83 (1.6%)	93 (1.9%)
トリクロロエチレン	41 (0.9%)	32 (0.6%)	49 (0.9%)	42 (0.8%)	86 (1.8%)
ベンゼン	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,2-ジクロロエタン <sup>※1</sup>	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリクロロエタン <sup>※1</sup>	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等 <sup>※1</sup>	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況(平成19~24年度)

	対応状況 <sup>※4</sup>							
	専用井戸 <sup>※5</sup>				併用井戸 <sup>※5</sup>			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成19年度	127	21	2	150	43	6	2	51
平成20年度	102	7	38	147	90	5	6	101
平成21年度	124	13	36	173	101	2	3	106
平成22年度	68	12	38	118	59	9	4	72
平成23年度	1	3	6	10	42	10	3	55
平成24年度	2	44	32	78	34	5	7	46

注)

- ※1: トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。1,4-ジオキサンについては平成19年度から集計している。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※5: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
  - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

③ その他水質基準項目水質検査状況

表3-5 その他項目<sup>※1</sup>の水質基準超過状況(平成20~24年度)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
検査井戸数 <sup>※2</sup>	19,439	19,371	18,641	19,488	17,962
基準超過井戸数(超過率 <sup>※3</sup> )	1,852 (9.5%)	1,414 (7.3%)	1,406 (7.5%)	1,323 (6.8%)	1,498 (8.3%)
ヒ素	187 (1.0%)	172 (0.9%)	252 (1.4%)	265 (1.4%)	183 (1.0%)
フッ素	402 (2.1%)	320 (2.1%)	399 (2.1%)	324 (1.7%)	295 (1.6%)
水銀	4 (0.0%)	3 (0.0%)	14 (0.1%)	16 (0.1%)	7 (0.0%)
六価クロム	5 (0.0%)	12 (0.1%)	8 (0.0%)	6 (0.0%)	2 (0.0%)
その他水質基準項目 <sup>※4</sup>	1,847 (9.5%)	1,444 (7.5%)	1,701 (9.1%)	1,566 (8.0%)	1,351 (7.5%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成19~24年度)

	対応状況 <sup>※5</sup>					
	専用井戸 <sup>※6</sup>			併用井戸 <sup>※6</sup>		
	水道加入	その他 <sup>※7</sup>	計	飲用中止	その他 <sup>※7</sup>	計
平成19年度	151	66	217	234	73	307
平成20年度	140	197	337	90	24	114
平成21年度	129	89	218	92	18	110
平成22年度	97	200	297	140	9	149
平成23年度	13	222	235	129	145	274
平成24年度	11	253	264	92	6	98

注)

- ※1: その他項目とは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。
- ※2: 検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。
- ※3: 超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。
- ※4: その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目(鉄、マンガ、硬度等)である。
- ※5: 基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況(飲用指導など)が確認された井戸の数を計上している。
- ※6: 専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。
- ※7: その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。
  - ・各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

④ 全体（基準値超過井戸状況、対策状況）

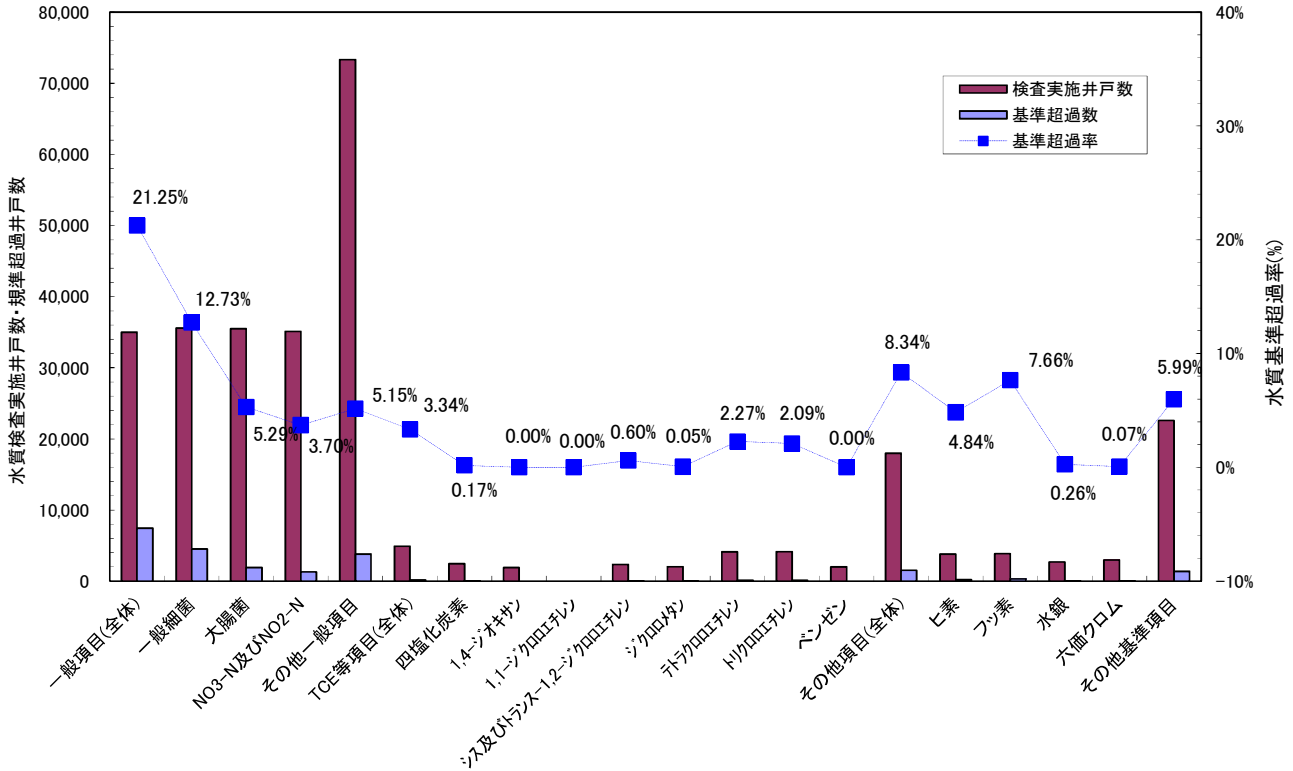


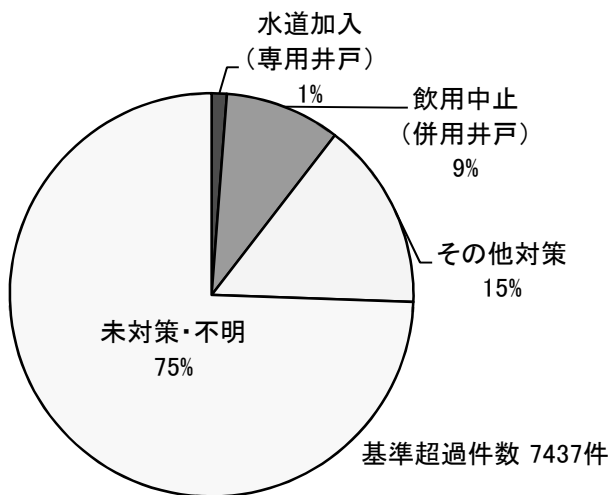
図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況(平成 24 年度)

表3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況(平成 24 年度)

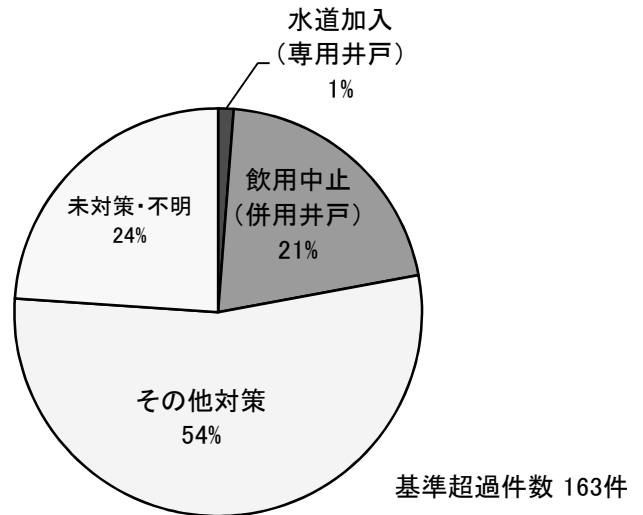
規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	( 589 )	405	166	223
	その他	( 5,197 )	3,391	1,208	2,292
	小計	( 5,786 )	3,796	1,374	2,515
要対象・施設要領等	一般飲用井戸	255,965 ( 55,831 )	11,558	763	3,882
	業務用飲用井戸	30,079 ( 6,341 )	3,854	246	1,325
	その他の井戸	131,329 ( 46,374 )	2,676	360	1,926
	小計	417,373 ( 108,546 )	18,088	1,369	7,133
規制対象外施設	一般飲用井戸	151,528 ( 77,437 )	11,147	2,065	7,204
	業務用飲用井戸	7,580 ( 3,769 )	600	92	130
	その他の井戸	39,371 ( 8,126 )	2,403	98	1,447
	小計	198,479 ( 89,332 )	14,150	2,255	8,781
合計	621,638 ( 203,664 )	36,034	4,998	18,429	

注)

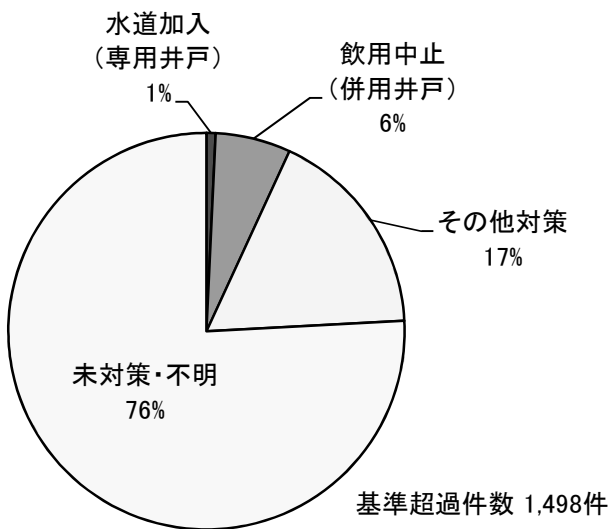
一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。  
 業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設。  
 その他の井戸とは、一般用・業務用の区別ができない給水施設。  
 設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。



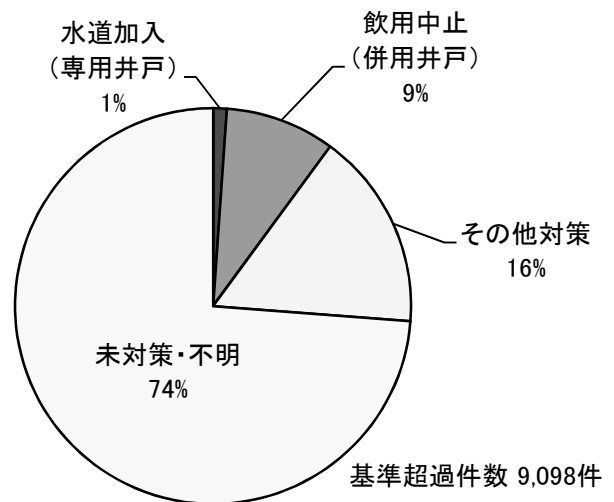
一般項目基準超過井戸対策状況



トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況



その他基準超過井戸対策状況



水質基準超過井戸対策状況

図3-2 基準超過飲用井戸の対策実施状況(平成24年度)

注) その他対策とは、表3-2, 4, 6に示す専用井戸の水道加入及び併用井戸の飲用中止以外の対策であり、専用井戸と併用井戸を合計したもの。未対策・不明とは、基準超過井戸のうち、その後の対応がなされていない又は把握されていないものを指す。



表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況(平成24年度)

啓発・指導等を実施した都道府県等数 (啓発・指導等を実施した割合)

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
規制状況別都道府県等数	45		75			55		
啓発・指導等の内容	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
検査項目・結果への助言	19 (42.2%)	27 (60.0%)	33 (73.3%)	24 (53.3%)	23 (51.1%)	24 (53.3%)	14 (31.1%)	8 (17.8%)
周辺汚染情報の提供	13 (28.9%)	15 (33.3%)	15 (33.3%)	11 (24.4%)	12 (26.7%)	9 (20.0%)	6 (13.3%)	3 (6.7%)
条例等による水質検査の指導	21 (46.7%)	28 (62.2%)	20 (44.4%)	15 (33.3%)	8 (17.8%)	4 (8.9%)	2 (4.4%)	1 (2.2%)
設置届出指導	15 (33.3%)	22 (48.9%)	9 (20.0%)	8 (17.8%)	4 (8.9%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)
PRパンフレット	8 (17.8%)	13 (28.9%)	21 (46.7%)	15 (33.3%)	13 (28.9%)	6 (13.3%)	4 (8.9%)	2 (4.4%)
研修会、講習会	3 (6.7%)	5 (11.1%)	2 (4.4%)	2 (4.4%)	3 (6.7%)	1 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注)

※ 対象外・未制定とは、条例・要領等を制定している都道府県等が対象外施設に対して行った啓発・指導等と条例・要領等を制定していない都道府県等が行った啓発・指導等の合計。

表3-9 飲用井戸に係る条例・要綱等制定状況(平成25年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
	要領	S62.8.21	全施設	函館市	要領	H1.5.1	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	1日の利用者が100人超	旭川市	要領	H18.4.1	全施設
	要領	H15.3.31	全施設	青森市	要領	H19.10.1	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	30人以上	盛岡市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上	仙台市	要綱	H12.4.1	30人未満
	要領	S62.4.1	全施設	秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
山形県	条例	S44.4.1	50人以上		要領	H10.4.1	30人未満
	要領	H3.11.20	全施設	郡山市	条例	H9.4.1	50人超
福島県	条例	S54.10.1	50人超	いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H1.10.1	全施設		要領	H12.4.1	50人以下
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅	宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校		要領	H14.12.1	50人未満
	要領	H1.6.15	50人未満	前橋市	条例	H2.1.4.1	30人以上
群馬県	条例	S33.11.1	30人以上	高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上	さいたま市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上	川越市	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	千葉市	条例	H14.4.1	50人以上
	要綱	S62.10.1	全施設	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)	柏市	条例	H20.4.1	50人以上
	要綱	H19.10.23	全施設	八王子市	要綱	H19.4.1	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上	町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
富山県	要領	H14.4.22	全施設		要綱	H23.4.1	全施設
石川県	要領	S63.4.1	全施設	横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
福井県	要領	S63.4.1	全施設		その他	H16.10.28	専ら一戸の住宅
山梨県	要領	H14.12.4	全施設	川崎市	条例	H7.3.20	専ら一戸の住宅
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)		要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
	条例	H18.3.31	揚水機の吐出口の断面積が5cm <sup>2</sup> 以上	横須賀市	要領	H23.4.1	全施設
岐阜県	要綱	H15.4.1	全施設	藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
静岡県				相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
愛知県	要領	S62.4.1	全施設	新潟市	条例	H12.4.1	
三重県	条例	S41.7.5	50人以上	富山市			
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設	金沢市	要領	H23.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上	長野市	要綱	H11.4.1	20人以上
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 以上のもの		要綱	H16.4.1	全施設
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 未満のもの	岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
	要領	H24.4.1	全施設	浜松市	要領	H15.4.1	全施設
奈良県				名古屋	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設	豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設	豊田市	条例	H12.4.1	食品営業施設
島根県					その他	H16.1.12	全施設
岡山県	要領	H1.4.1	全施設	岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
広島県	要領	H22.4.1	全施設	四日市市	条例	S41.7.5	50人以上
山口県	要領	H21.4.1	全施設	大津市	要綱	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	京都市	要領	H2.10.29	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	大阪市			
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設	堺市			
高知県	要領	H24.7.12	全施設	豊中市	要領	H24.4.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設	東大阪市	要領	S63.4.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m <sup>3</sup> 未満のもの
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上	高槻市	要領	H15.4.1	
長崎県				神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
熊本県				尼崎市	要綱	H20.2.1	全施設
大分県	条例	S33.11.1	50人以上	西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設	姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設		その他	H8.3.19	全施設
鹿児島県				奈良市			
				和歌山市			
				岡山市	要領	H6.4.1	全施設
				倉敷市			
				広島市	要領	H21.5.22	全施設
				呉市			
				福山市	要領	H10.4.1	全施設
				下関市			
				高松市	要綱	H11.4.1	全施設
				松山市	条例	H12.4.1	50人以上
					要領	H17.4.1	全施設
				高知市	要綱	H10.4.1	全施設
				福岡市	要領	S64.1.1	全施設
				久留米市			
				北九州市	要領	S62.4.1	全施設
				大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
				長崎市	要綱	H15.4.1	
				佐世保市			
				熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
				大分市	(条例)	S33.11.1	50人以上
					(要領)	H16.4.1	全施設
				宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
				鹿児島市			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	全施設
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
大田区	その他	H10.7.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

特別区23区のうち、この他の18区は飲用井戸等の管理に関する要綱等を策定していない。( )は、国の要領や県の条例・要領等を用いているもの。